

令和6年5月定例教育委員会 会議録

5月定例教育委員会を令和6年5月20日（月）午前10時 市役所201・202会議室に招集する。

◆出席者

教育長 滝 誠

教育委員 教育長職務代理者 渡邊智治 委員 小倉志保 委員 堀 美鈴
委員 木澤和子 委員 野副紫をん 委員 吉野孝博

事務局 中村教育部長

【学校教育課】 西村課長 鈴木主幹 山田統括主査 酒井指導主事

【文化推進課】 大黒課長

【スポーツ交流課】 坂野課長

【歴史まちづくり課】 加藤課長

記録者 学校教育課 山田

傍聴者 0名

◆次第

1 開会

2 教育長報告

（前回会議録の承認）

3 付議事件の審議

第7号議案 犬山市通学路安全対策連絡協議会規則の一部改正について

第8号議案 犬山市学校食育推進委員会委員の委嘱について

第9号議案 犬山市教育支援委員会委員の委嘱について

第10号議案 犬山市特別支援教育連絡協議会委員の委嘱について

第11号議案 犬山市通学路安全対策連絡協議会委員の委嘱について

第12号議案 犬山市学校運営協議会委員の委嘱について

第13号議案 犬山市社会教育委員の委嘱について

第14号議案 犬山市青少年健全育成推進員の委嘱について

第15号議案 犬山市公民館運営審議会委員の委嘱について

第16号議案 犬山祭伝承保存委員会委員の委嘱について

第17号議案 犬山市歴史まちづくり協議会臨時委員（専門部会委員）の委嘱
について

4 通信及び請願

5 協議・連絡

（1）後援名義使用承認に関する報告

（2）6月・7月行事予定表について

（3）令和6年度学校四役等一覧表について

（4）令和6年度犬山市青少年健全育成講演会について

（5）議会の議決を経るべき事件

(6) いじめ防止に向けて

6 自由討議

7 その他

8 閉会

◆議事内容

| 開 会 | |
|--------------|---|
| 教 育 長: | ただ今より5月定例教育委員会を開催します。 |
| 教育長報告 | |
| 教 育 長: | <p>皆様おはようございます。今日は二十四節気の小満。これはあらゆる生命が満ち満ちてすくすく成長する時期という意味があるそうです。桜の花が散った後の青々とした葉や田んぼに水が引かれて田植えが始まっている光景を目にすると、いよいよ夏が近づいてきているなということを感じずにはられません。</p> <p>犬山市教育委員会の委員として2期8年お勤めいただいた奥村委員が、先月4月15日に任期を終えられました。その後任として4月16日から吉野孝博委員にお務めいただくことになり、本日が吉野委員を交えての初めての定例教育委員会になります。吉野委員には犬山の教育、犬山の学校づくり、子どもたちのためにお力添えを賜うことをお願いしたいと思っております。</p> <p>さて、昭和29年4月1日に1町4村が合併をして今の犬山市が誕生しました。ちょうど70周年を迎えることになったわけですが、一昨日には市民文化会館で記念事業を行い、記念式典も無事終えることができ大変ほっとしているところです。ありがとうございました。</p> <p>5月23日の池野小学校を皮切りに、いよいよ前期の学校訪問が始まります。市内の小中学校では、校長先生を中心に令和6年度の教育活動がスタートして順調に進んでいるようです。東部中、犬山中、南部中では修学旅行も無事終えていますし、城東中学校については、今週末から修学旅行に出かける予定になっています。小学校についても6月に池野小、東小、南小、楽田小の4校が修学旅行に出かけます。北小、羽黒小、城東小、西小は10月、栗栖小は11月、今井小は5年6年の複式のため隔年で実施をしておりますので、本年度は修学旅行がないという状況です。</p> <p>今年も教育委員会として犬山の学校現場を全力で支えて参りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいいたします。</p> <p>それでは、付議事件の審議に入ります。</p> |
| 第7号議案 | |
| 教 育 長: | 第7号議案「犬山市通学路安全対策連絡協議会規則の一部改正について」、事務局お願いします。 |
| 西村課長: | 協議会の委員委嘱にあたり「犬山市小中学校 PTA 連合会会長」から |

| | |
|--------|--|
| | 「同代表」と改めることによって、会長の負担軽減を図るため改正します。この改正により、必ずしも会長が委員にならなくても、連合会のどなたかを代表として推薦いただき、委嘱することが可能になります。 |
| 教 育 長: | 市 PTA 連合会の会長をするといろいろ充て職が回ってきて大変なため、会長ではなく市 PTA 連合会の代表の方に集まっていただくということで、規則を変えるものです。 ご意見ご質問ありますか。 では、第 7 号議案「犬山市通学路安全対策連絡協議会規則の一部改正について」は、お認めいただけますでしょうか。 |
| 各 委 員: | 異議なし。 |
| 教 育 長: | 異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第 8 号議案の審議に入ります。 |
| 教 育 長: | 第 8 号議案 |
| 教 育 長: | 第 8 号議案「犬山市学校食育推進委員会委員の委嘱について」、事務局お願いします。 |
| 西村課長: | この委員会は、犬山市の小中学校における食育の推進、並びに学校給食の運営及び管理に関する事項について審議するため設置をするもので、委員は 20 名以内となっています。任期は、委嘱の日から令和 7 年 3 月 31 日までで、医師会代表や学識経験者など 11 名を予定しています。なお、女性比率は 45.5%です。 |
| 教 育 長: | ご意見ご質問おありでしょうか。 では、第 8 号議案「犬山市学校食育推進委員会委員の委嘱について」は、お認めいただけますでしょうか。 |
| 各 委 員: | 異議なし。 |
| 教 育 長: | 異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第 9 号議案の審議に入ります。 |
| 教 育 長: | 第 9 号議案 |
| 教 育 長: | 第 9 号議案「犬山市教育支援委員会委員の委嘱について」、事務局お願いします。 |
| 西村課長: | この委員会は、市内に在住する障害児のうち 15 歳未満の方の適正な就学を継続して図るため必要な事項について協議や調査をするために設置するもので、委員は 15 名以内です。委嘱期間は令和 7 年 3 月 31 日までで、医師及び学識経験者を含め 13 名を予定しています。新規が 7 名で、女性比率は 61.5%です。 |
| 教 育 長: | ご意見ご質問等ありますか。 では、第 9 号議案「犬山市教育支援委員会委員の委嘱について」は、お認めいただけますでしょうか。 |
| 各 委 員: | 異議なし。 |
| 教 育 長: | 異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第 10 号議案の審議に入ります。 |

| | |
|--------|---|
| | 第 10号議案 |
| 教 育 長: | 第 10号議案「犬山市特別支援教育連絡協議会委員の委嘱について」、事務局お願いします。 |
| 西村課長: | この協議会は、犬山市立幼稚園や市立小中学校において学習障害、注意欠陥等を有するお子さんの需要に応じた教育的支援を図るため、関係団体が必要な事項について協議や調査をするため設置するものです。委員は20名以内、委嘱の期間は令和7年3月31日までです。委員には学識経験者、学校関係者等18名を予定しています。継続が7名、新規が11名で、女性比率は66.7%です。 |
| 教 育 長: | ご意見ご質問ありますか。 では、第10号議案「犬山市特別支援教育連絡協議会委員の委嘱について」は、お認めいただけますでしょうか。 |
| 各 委 員: | 異議なし。 |
| 教 育 長: | 異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第11号議案の審議に入ります。 |
| | 第 11号議案 |
| 教 育 長: | 第 11号議案「犬山市通学路安全対策連絡協議会委員の委嘱について」、事務局お願いします。 |
| 西村課長: | この協議会は、市内の通学路における児童生徒の交通安全、防犯防災上の安全を確保するために必要な事項について協議や調査研究をするために設置するものです。委員は14名以内、委嘱期間は令和7年3月31日までです。委員には犬山市小中学校 PTA 聯合会の代表を始め13名を予定しています。継続が8名、新規が5名です。女性比率は0%です。また、中部大学の磯部教授に引き続きアドバイザーをお願いする予定です。 |
| 教 育 長: | 今年度については女性の比率がゼロということですが、それぞれの所属の役職により、たまたまこういう状況になっています。 ご意見ご質問ありますか。 では、第11号議案「犬山市通学路安全対策連絡協議会委員の委嘱について」は、お認めいただけますでしょうか。 |
| 各 委 員: | 異議なし。 |
| 教 育 長: | 異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第12号議案の審議に入ります。 |
| | 第 12号議案 |
| 教 育 長: | 第 12号議案「犬山市学校運営協議会委員の委嘱について」、事務局お願いします。 |
| 西村課長: | この協議会は、令和6年度より新たに市内小中学校14校に設置するものです。学校運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校と保護者及び地域の住民の方との間の信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むことを目的とします。委員は協議会ごとに10名以内で、委嘱期間は令和7年3月31日まで、協議会ごと |

| | |
|-------|--|
| | の女性比率は資料のとおりです。 |
| 教育長: | <p>国も方針を出していますが、学校運営を学校に任せきりにしないで、地域の方々にも一緒になってお手伝いいただくということです。学校を中心に運営協議会を設置し、地域には地域学校協働本部という組織を作って、地域と教育委員会両方の橋渡しをしていただき、もっと学校を応援していただけるような組織を作っていこうじゃないかということが元々の目的です。</p> <p>何かありますか、ご意見をお願いします。</p> |
| 小倉委員: | 表の中で、同一と思われる方の漢字表記が違ってしています。 |
| 主 幹: | 同じ方なので、訂正します。 |
| 堀 委員: | 「児童生徒の保護者」という理由の委員は、どのように選定されたのでしょうか。 |
| 主 幹: | 学校長の推薦ということになっていますので、学校で依頼しています。主にPTA役員の方がなっている場合が多いです。 |
| 吉野委員: | 今の説明だと「児童生徒の保護者」というのは、PTAとか少なくとも最近子どもが通っていた場合だと思えますが、大分前の保護者だと思われる方がこの選定理由になっています。間違いじゃないかという気がしますので、確認をお願いします。 |
| 教育長: | 誤りがないかどうか、再度学校に確認してください。委員の選定理由を記載する必要性については、皆さんどう思いますか。 |
| 堀 委員: | きちんと決められたことであれば、特になくてもいいと思います。どうしても要るのであれば、一覧表には番号を書いておいて、欄外に理由の内容があればそれでわかるので、ここに丁寧に書く必要はないような気がします。 |
| 野副委員: | 教職員がメンバーにある学校とない学校があって、教職員の先生方の役割にばらつきがあるのがちょっと気になりました。各学校で選んでいらっしゃるということかなとは思いますが。ただ、いろんな方たちが協議会の委員としていらっしゃることが公開されてわかるので、偏りなくいろんな方の意見を取り入れていることが伝わって、選定理由の記載は、価値がなくはないと思います。 |
| 主 幹: | 各学校の推薦で出されておまして、地域の状況によって多くの方に入っていただきたい学校だと、どうしても学校の職員という枠を10人以内の定数から外す形で提出されています。なお、小さな学校でまだ定数が埋まっていないところも、本年度の状況を見ながら来年度委員を増やしていきたいという返事をもらっています。 |
| 木澤委員: | 選定理由を載せることは、いけないことではないような気がします。どの立ち位置の人が入った会議かと思う方もいると思うので。ただ、同じ人が何箇所にも名を連ねていますが、地域の人にできるだけ多く関わって欲しいということであれば、お1人で複数箇所入っている点がちょっと気になります。 |
| 教育長: | お引き受けいただく方も多分そういうことをご承知の上で引き受け |

| | |
|-------|---|
| | <p>ていらっしやる部分もあると思いますが、とりあえず今回はこれでスタートして、今後改善をしていくことにしたいと思えます。理由については載せるからには誤りがないようにしたいと思えますので、もう一度学校現場にも確認を取っていただきたいと思えます。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>では、第12号議案「犬山市学校運営協議会委員の委嘱について」は、お認めいただけますでしょうか。</p> |
| 各委員: | 異議なし。 |
| 教育長: | <p>異議なしと認めます。この件は承認されました。</p> <p>続いて、第13号議案の審議に入ります。</p> |
| | 第13号議案 |
| 教育長: | 第13号議案「犬山市社会教育委員の委嘱について」、事務局お願いします。 |
| 大黒課長: | <p>犬山市社会教育委員設置条例に基づき委嘱するもので、委員の定数は15名以内、学校教育の関係者を始めとする方々を委嘱します。委員の任期は2年で、令和6年6月1日から令和8年5月31日までです。9名の委嘱を予定しており、継続が8名、新規が1名です。女性比率は33.3%です。</p> |
| 教育長: | <p>文化協会の会長が交代されたので新規の方のお名前が挙がっていますが、あの方はずべて継続ということですか。</p> <p>ご意見ご質問ありますか。</p> <p>では、第13号議案「犬山市社会教育委員の委嘱について」は、お認めいただけますでしょうか。</p> |
| 各委員: | 異議なし。 |
| 教育長: | <p>異議なしと認めます。この件は承認されました。</p> <p>続いて、第14号議案の審議に入ります。</p> |
| | 第14号議案 |
| 教育長: | 第14号議案「犬山市青少年健全育成推進員の委嘱について」、事務局お願いします。 |
| 大黒課長: | <p>規則に基づき、保護司を始め民生委員等を教育委員会が委嘱するものです。今回保護司会から15名、民生児童委員から11名、小中学校PTA会長14名、市内小中高等学校生徒指導の先生等16名、計56名の委嘱を予定しています。任期は令和7年3月31日までで、女性比率は37.5%です。</p> |
| 教育長: | <p>ご意見ご質問ありますか。</p> <p>では、第14号議案「犬山市青少年健全育成推進員の委嘱について」は、お認めいただけますでしょうか。</p> |
| 各委員: | 異議なし。 |
| 教育長: | <p>異議なしと認めます。この件は承認されました。</p> <p>続いて、第15号議案の審議に入ります。</p> |
| | 第15号議案 |

| | |
|--------|--|
| 教 育 長: | 第 1 5 号議案「犬山市公民館運営審議会委員の委嘱について」、事務局お願いします。 |
| 大黒課長: | 任期中の委員 4 名のうち犬山市文化協会会長が退任されましたので、後任の方を委嘱させていただくものです。 |
| 教 育 長: | ご意見ご質問ありますか。 では、第 1 5 号議案「犬山市公民館運営審議会委員の委嘱について」は、お認めいただけますでしょうか。 |
| 各 委 員: | 異議なし。 |
| 教 育 長: | 異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第 1 6 号議案の審議に入ります。 |
| | 第 1 6 号議案 |
| 教 育 長: | 第 1 6 号議案「犬山祭伝承保存委員会委員の委嘱について」、事務局お願いします。 |
| 加藤課長: | この委員会は、教育委員会の諮問に応じ、犬山祭の車山の保存修理等に関する事項について調査及び審議するために設置され、委員は教育委員会が委嘱します。任期は 2 年間です。委員 1 0 名のうち 8 名は継続で、新たに建築の専門家として 1 名を委員に、今年車山の修理を行う中本町から 1 名を修理事業完了まで臨時委員として委嘱するものです。会議は、全体会議を年 2 回予定しています。 |
| 教 育 長: | 犬山市には 1 3 両の車山がありまして、毎年劣化していく部分については順番に修復をしています。今回は中本町が該当するというので、その町内の代表の方に加わっていただいた上で、それぞれの専門の立場の方も含めて車山を修復していく検討をするための委員会です。 ご意見ご質問ありますか。 では、第 1 6 号議案「犬山祭伝承保存委員会委員の委嘱について」は、お認めいただけますでしょうか。 |
| 各 委 員: | 異議なし。 |
| 教 育 長: | 異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第 1 7 号議案の審議に入ります。 |
| | 第 1 7 号議案 |
| 教 育 長: | 第 1 7 号議案「犬山市歴史まちづくり協議会臨時委員(専門部会委員)の委嘱について」、事務局お願いします。 |
| 加藤課長: | この専門部会は、犬山市歴史的風致維持向上計画に基づき実施する事業等について専門的見地から調査及び検討するために設置されるもので、臨時委員を含む歴史まちづくり協議会委員の中から会長の指名した者をもって充てることになっています。今回は建築や歴史的建造物の専門分野の委員を新たに 1 名委嘱するもので、任期は前任者の残任期間となっています。会議としては年 2 回程度を予定しています。 |
| 教 育 長: | ご意見ご質問ありますか。 では、第 1 7 号議案「犬山市歴史まちづくり協議会臨時委員(専門部会委員)の委嘱について」は、お認めいただけますでしょうか。 |

| | |
|---------|---|
| 各委員: | 異議なし。 |
| 教育長: | 異議なしと認めます。この件は承認されました。 年度の初めということもあって、各種委員会等の委員の委嘱についてが中心となりましたが、今年度、あるいは任期いっぱいのところまでこうした委員の方々の力を借りながら犬山市の教育行政を進めていきますので、よろしくをお願いします。 |
| | 通信及び請願 |
| 教育長: | 通信及び請願はありますか。 |
| 事務局: | ありません。 |
| | 協議・連絡 |
| 教育長: | 協議・連絡に移ります。 「後援名義使用承認に関する報告」について、事務局をお願いします。 |
| 大黒課長: | 令和6年3月31日から5月1日までに承認した事業は9件で、新規事業が4件、継続事業が5件です。新規事業のみ説明させていただきます。 No.2『初めてのお仕事体験』です。これは小さなお子さんのいる家庭に働くこと、お金のことなどを知るきっかけを作り、地域貢献につなげるということで実施されるものです。 続いてNo.4『おみせやさんごっこ ～はたらくってな～に?～』です。これは、児童のお金に対する適切な価値観を育む、また、保護者がお金について適切な価値を養い、子どもに適切な学びの環境を整えられるようなきっかけを提供するというで開催されるものです。 No.8『第38回全日本シニアソフトボール大会 愛知県予選大会』です。こちらは「第38回」とありますが、木曾川犬山緑地グラウンドで開催されるということで、犬山市に新規で申請がありました。 No.9『保育問題学習会』、これは4月の定例教でご協議いただいた犬山市保育を守る会が主催の行事です。 |
| 教育長: | これについて何かありますか。特にないようですから次へいきたいと思えます。 「6月・7月行事予定表について」、事務局をお願いします。 |
| 酒井指導主事: | 5月から宿泊学習が始まっていますが、6月にも野外教室や修学旅行など各学校が宿泊学習に出ています。モンキーワークなど郊外の行事も数多く入っています。5月23日から学校訪問が始まりますが、6月にも学校訪問が入っていますので、委員の皆さんにはよろしくをお願いします。6月22日から西尾張の陸上大会、また、29日に尾北支所の水泳、7月に入ると尾北支所の各スポーツの大会が入ってきます。7月12日が夏休み前の授業終了、16日から夏休みということになっています。 6月25日には定例教育委員会がありますので、よろしくお願いたします。 |
| 教育長: | 本年度は夏休み前の授業の最終日が12日、実質的にはもう13日の |

| | |
|--------|---|
| | <p>土曜日から子どもたちは休みに入ります。近隣の市町は全て22日からです。先日も丹葉地方教育事務協議会の幹事会で各市町の教育長が集まりましたが、どの市町からも、この暑さでは犬山の措置を見習ってちょっと夏休みを早くすることを検討しなければいけないねという話が出ています。最終的にはそれぞれの市町が判断されることですが、犬山市については「教育委員会が認める場合」ということで学校管理規則の中に記されていますので、本年度は12日を授業の最終日にしています。委員さんのご承認をいただいてそういう措置がとられているということをご報告させていただきます。</p> <p>これについてよろしいですか。色々計画されていますが、ぜひこの学校のこの行事を見てみたいというご希望がありましたら、事務局に言っていただければ、学校に連絡を取ってご覧いただけるようにしたいと思います。よろしく願いいたします。</p> <p>次に「令和6年度学校四役等一覧表について」、事務局お願いします。</p> |
| 主 幹: | 各学校の校長、教頭、主幹教諭、教務主任、校務主任、事務職員の中でも事務長と主査についての一覧を掲載しています。 |
| 教 育 長: | <p>四役どなたがおみえになるかという名簿代わりにもなりますが、教育委員さんが直接学校職員に連絡をするとびっくりしますので、何か連絡をとりたいことがありましたら、一度事務局にお声掛けをいただけたらと思います。よろしく願いいたします。</p> <p>これについてよろしいでしょうか。</p> <p>では「令和6年度犬山市青少年健全育成講演会について」、事務局お願いします。</p> |
| 大黒課長: | 講師は昨年に引き続き『学校行けなかった僕と9人の友だち』という本の著者の棚園正一氏を予定しています。今年度も3回を予定しており、犬山市立犬山中学校、愛知県立犬山総合高校、また教育支援センターでは保護者との懇談という形で開催します。 |
| 教 育 長: | <p>棚園正一さんは、小学校中学校は不登校でしたが、鳥山明さんに出会って漫画家を志すようになられて、今はこういった世界で一生懸命活躍されています。去年も犬山の学校現場でご講演をいただきました。</p> <p>これについて何かありますか。よろしいでしょうか。</p> <p>では次に「議会の議決を経るべき事件」、事務局お願いします。</p> |
| | <非公開> |
| 教 育 長: | 続いて、非公開の「いじめ防止に向けて」を行います。 |
| | <p>「いじめ防止に向けて」</p> <p>報告事案及びこれまでの継続事案のその後について説明した。特に意見はなかった。</p> |
| | 自由討議 |
| 教 育 長: | 自由討議に移ります。発言ありませんか。 |

| | |
|------|---------------------------------------|
| 事務局: | ありません。 |
| | そ の 他 |
| 教育長: | 何かありますか。 |
| 事務局: | ありません。 |
| | 閉 会 |
| 教育長: | これもちまして、5月定例教育委員会を終了（11：04）させていただきます。 |

【次回開催】 定例教育委員会 6月25日（火）10時 301会議室